

いすみ市夷隅庁舎整備事業

募集要項

令和5年7月

いすみ市

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 第1 | <u>事業内容に関する事項</u> | 1 |
| 1. | <u>事業名称</u> | 1 |
| 2. | <u>事業目的</u> | 1 |
| 3. | <u>対象建物及び所在地</u> | 1 |
| 4. | <u>対象業務</u> | 1 |
| 5. | <u>契約方法</u> | 1 |
| 6. | <u>契約金額</u> | 1 |
| 7. | <u>支払い条件</u> | 2 |
| 8. | <u>事業期間</u> | 3 |
| 9. | <u>事務局</u> | 3 |
| 第2 | <u>事業者の募集に関する事項</u> | 4 |
| 1. | <u>選定の方法</u> | 4 |
| 2. | <u>募集及び選定のスケジュール</u> | 4 |
| 3. | <u>応募の手続き</u> | 4 |
| 4. | <u>関係図書等の貸与</u> | 4 |
| 5. | <u>現地調査</u> | 5 |
| 6. | <u>募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表</u> | 6 |
| 7. | <u>参加資格の確認及び結果通知</u> | 6 |
| 第3 | <u>参加資格に関する条件等</u> | 7 |
| 1. | <u>参加者の構成</u> | 7 |
| 2. | <u>参加資格要件</u> | 7 |
| 3. | <u>その他</u> | 9 |
| 第4 | <u>一次審査及び二次審査</u> | 10 |
| 1. | <u>一次審査（資格審査）</u> | 10 |
| 2. | <u>一次審査提出書類の受付</u> | 10 |
| 3. | <u>一次審査結果の通知</u> | 10 |
| 4. | <u>一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付</u> | 10 |
| 5. | <u>二次審査（提案審査）</u> | 11 |
| 6. | <u>二次審査提出書類の受付</u> | 11 |

| | | |
|----|--------------------|----|
| 第5 | 事業者の選定 | 12 |
| 1. | 事業者の選定方法 | 12 |
| 2. | 選定委員会の設置 | 12 |
| 3. | 審査の内容 | 12 |
| 4. | 審査項目 | 12 |
| 5. | 最優秀提案者の決定 | 12 |
| 6. | 審査結果及び評価公表 | 12 |
| 第6 | 提出書類・作成要領 | 14 |
| 1. | 一次審査（資格審査）に関する提出書類 | 14 |
| 2. | 応募辞退時に関する提出書類 | 14 |
| 3. | 二次審査（提案審査）に関する提出書類 | 14 |
| 第7 | その他 | 16 |
| 1. | 留意事項 | 16 |
| 2. | 情報公開及び情報提供 | 16 |

別添資料

- 資料1 発注仕様書
- 資料2 事業者選定基準
- 資料3 様式集
- 資料4 契約書（案）

第1 事業内容に関する事項

1. 事業名称

いすみ市夷隅庁舎整備事業

2. 事業目的

いすみ市（以下「本市」という。）には、昭和44年度に建築された夷隅庁舎及び附属施設があり、地域住民にとって重要な施設となっているが、耐震診断及び耐震改修が未実施であり耐震性能が確保できていなく、また、著しい老朽化により各所に鉄筋の爆裂や雨漏りが生じているため、住民サービスの向上等を進める上で早急な対応が必要となっている。

そこで、本市はいすみ市夷隅庁舎整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、民間の保有するノウハウや特殊・特許工法等を積極的に取り入れて事業の効率化を図ること、また、資材高騰や職人不足に対して早期に確保できるよう、設計施工一括発注方式を導入することとした。

事業者選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、優れた設計・施工工法を選定し施工することを主な目的とする。

3. 対象建物及び所在地

対象建物：夷隅庁舎及び附属施設

所在地：＜新庁舎側（新築）＞千葉県いすみ市弥正87番地1他2筆

＜旧庁舎側（解体）＞千葉県いすみ市国府台1524番地1

4. 対象業務

本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、以下の業務を行う。

なお、業務内容の詳細は、別添資料「資料1 発注仕様書」に示す。概略は以下のとおり。

- (1) 各種調査業務^{※1}
- (2) 新庁舎新築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- (3) 新庁舎附属施設新築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- (4) 新庁舎外構整備工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- (5) 旧庁舎解体撤去工事（増築部分を含む。）
- (6) 旧庁舎附属施設解体撤去工事
- (7) 上記(2)～(6)の工事における設計業務^{※2}及び工事監理業務

※1 地質調査、地中障害物調査及び周辺家屋調査（事前・事後）を含む。

※2 建築確認申請等の関係官公署への手続き及び費用を含む。

5. 契約方法

本市は、選定された事業者と随意契約により、設計施工一括契約を締結する予定である。

6. 契約金額

契約金額は、事業者の提案金額（税込価格をいう。）を基本に定めることとする。但し、提案金額の上限価格は税抜価格490,200千円、下限価格は上限価格の90%とし、提案はその範囲内で行うこと。

提案価格（税抜価格をいう。）が上限価格を超えている場合又は下限価格を下回る場合は、失格となる。

7. 支払い条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本市と事業者との間で締結する設計施工一括契約に示す。

(1) 設計費（各種調査業務を含む。）

| 分類 | 年度 | 支払い内容 | 支払い限度額 |
|------|-------|--------------|---|
| 新庁舎側 | 令和5年度 | 前金払い 部分払い | 年度出来高予定額の30%以内 年度出来高予定額の90%以内で、上記金額を除いた額 |
| | 令和6年度 | 前金払い 部分払い | 年度出来高予定額の30%以内 年度出来高予定額の90%以内で、上記金額を除いた額 |
| | 令和7年度 | 前金払い 部分払い | 新庁舎側分の年度出来高予定額の30%以内 新庁舎側分の設計費相当額の残高 |
| | 令和8年度 | — | |
| 旧庁舎側 | 令和5年度 | — | |
| | 令和6年度 | — | |
| | 令和7年度 | 前金払い 部分払い | 旧庁舎側分の年度出来高予定額の30%以内 旧庁舎側分の年度出来高予定額の90%以内で、上記金額を除いた額 |
| | 令和8年度 | 前金払い 完成払い | 年度出来高予定額の30%以内 設計費相当額の残高 |

(2) 施工費

| 分類 | 年度 | 支払い内容 | 支払い限度額 |
|------|-------|--------------------------|---|
| 新庁舎側 | 令和5年度 | — | |
| | 令和6年度 | 前金払い 中間前金払い※1 部分払い | 年度出来高予定額の40%以内 年度出来高予定額の20%以内 年度出来高予定額の90%以内で、上記金額を除いた額 |
| | 令和7年度 | 前金払い 中間前金払い※1 部分払い | 新庁舎側分の年度出来高予定額の40%以内 新庁舎側分の年度出来高予定額の20%以内 新庁舎側分の施工費相当額の残高 |
| | 令和8年度 | — | |
| 旧庁舎側 | 令和5年度 | — | |
| | 令和6年度 | — | |
| | 令和7年度 | 前金払い 中間前金払い※1 部分払い | 旧庁舎側分の年度出来高予定額の40%以内 旧庁舎側分の年度出来高予定額の20%以内 旧庁舎側分の年度出来高予定額の90%以内で、上記金額を除いた額 |
| | 令和8年度 | 前金払い 中間前金払い※1 完成払い | 年度出来高予定額の40%以内 年度出来高予定額の20%以内 施工費相当額の残高 |

※1 条件等は、「いすみ市公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領」を参照のこと。

(3) 工事監理費

| 分類 | 年度 | 支払い内容 | 支払い限度額 |
|------|-------|-------|----------------------|
| 新庁舎側 | 令和5年度 | — | |
| | 令和6年度 | 部分払い | 年度出来高予定額の90%以内 |
| | 令和7年度 | 部分払い | 新庁舎側分の工事監理費相当額の残高 |
| | 令和8年度 | — | |
| 旧庁舎側 | 令和5年度 | — | |
| | 令和6年度 | — | |
| | 令和7年度 | 部分払い | 旧庁舎側分の年度出来高予定額の90%以内 |
| | 令和8年度 | 完成払い | 工事監理費相当額の残高 |

8. 事業期間

契約締結：令和5年12月上旬

事業期間：契約締結の翌日から令和8年10月30日まで

本事業は、令和6年3月29日までに新庁舎側事業（本募集要項「第1 4. 対象事業」(2)～(4)の工事を示す。）の基本設計を完了させ、施工業務は発注者の指示を受けてから着手すること（令和6年11月上旬を予定）。令和7年12月26日までに新庁舎側事業を完了させた後、旧庁舎側事業（本募集要項「第1 4. 対象事業」(5)～(6)の工事を示す。）に着手し、令和8年10月30日までに完了させること。

9. 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400番地1

いすみ市役所 総務課 行政改革班

T E L : 0470-62-1111

F A X : 0470-63-1252

E-mail : gyousei@city.isumi.lg.jp

U R L : <https://www.city.isumi.lg.jp/>

第2 事業者の募集に関する事項

1. 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

2. 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。なお、当スケジュールは変更する場合がある。

| | 日程 | 内容 |
|-------|-------------------|--------------------------------|
| 令和5年 | 7月26日(水) | 公告及び募集要項等の配布開始 |
| | 7月26日(水)～8月2日(水) | 関係図書等の貸与申込の受付・配布 現地調査の受付 |
| | 7月27日(木)～8月4日(金) | 現地調査 |
| | 7月27日(木)～8月8日(火) | 募集要項等に関する質問の受付 |
| | 8月18日(金) | 募集要項等に関する質問に対する回答の公表 |
| | 8月21日(月)～8月25日(金) | 一次審査提出書類の受付 |
| | 9月1日(金) | 一次審査結果の通知 |
| | 9月4日(月)～9月6日(水) | 一次審査を通過できなかった場合の理由説明 受付 |
| | 9月13日(水) | 一次審査を通過できなかった場合の理由説明 に対する回答 |
| | 10月17日(火) | 提案書の受付締切 |
| | 10月下旬 | ヒアリング・提案内容確認 |
| | 11月上旬 | 最優秀提案者の決定 |
| | 11月中旬 | 仮契約締結 |
| | 12月上旬 | 契約締結 |
| 12月下旬 | 審査講評公表 | |

3. 応募の手続き

募集要項等については、いすみ市ホームページに掲載する他、参加希望者を対象に下記の場所にて配布する。

(1) 配布期間

配布期間：令和5年7月26日(水)～8月2日(水)

※ 但し、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。

(2) 配布場所及び時間

配布場所：事務局

配布時間：9時～17時(12時から13時を除く。)

4. 関係図書等の貸与

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、当初設計図及びアスベスト含有調査報告書等(以

下「貸与資料」という。)の電子データを、次のとおり本事業の応募者のうち、希望者に貸与する。

(1) 貸与申込方法

応募者は、本市のホームページより、「(様式1-2)各建物図面等(電子データ)の貸与申込書」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。
なお、メールタイトルには「【夷隅庁舎】貸与資料の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

申込先：事務局

(2) 申込期限

申込期限：令和5年8月2日(水)17時必着

(3) 貸与資料の受領時の手続き

事前に本市に送信した「(様式1-2)各建物図面等(電子データ)の貸与申込書」に押印の上、貸与資料の受領時に提出すること。当該押印済申込書と引換えに貸与資料の貸与を行う。

なお、貸与資料は、貸与期限内に速やかに本市に返却するものとする。

貸与期限：令和5年10月17日(火)17時必着

5. 現地調査

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、応募者が個別に事業場所の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査の日程及び方法等は、次のとおりである。

(1) 調査日時

調査日時：令和5年7月27日(木)～8月4日(金)

※ 9時～17時の間で、応募者1者当たり1時間30分程度を予定

(2) 調査方法

ア 本市立会いの下、行政事務等に支障のない範囲内で目視により見学すること。

イ メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器等、施設に影響を与えない機器の利用は可能とする。

(3) 現地調査の受入が可能な者

次の事項を満たす者について、現地調査の受入を可能とする。

ア 本事業の応募者

イ 現地調査の実施日に、本募集要項「第3 2.参加資格要件」を満たしている者

(4) 現地調査の申込方法

ア 申込方法

現地調査を希望する応募者は、本市のホームページより、「(様式1-3)現地調査申込書」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。
なお、メールタイトルには「【夷隅庁舎】現地調査の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

イ 現地調査の時間

「(様式1-3)現地調査申込書」を送信後、下記申込先に電話の上、現地調査の日時を設定すること。

ウ 申込先

申込先：事務局

エ 申込期限

申込期限：令和5年8月2日(水)17時必着

6. 募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表

(1) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に記載の内容に関する質疑応答を、以下に示す要領にて行う。

ア 受付期間

受付期間：令和5年7月27日（木）～8月8日（火）17時必着

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「(様式1-1) 募集要項等に関する質問書」(Excel)に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルには「【夷隅庁舎】募集要項等に関する質問」と明記すること。

また、送付後、提出先へ電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 申込先

申込先：事務局

(2) 募集要項等に関する質問回答の公表

募集要項等に関する質問回答は、令和5年8月18日（金）を目処に、本市のホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者名は公表しないものとする。

7. 参加資格の確認及び結果通知

(1) 参加資格の確認

本募集要項「第3 2.参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本募集要項「第4 一次審査及び二次審査」に示す参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

(2) 参加資格の審査結果の通知

上記(1)の確認結果は、本募集要項「第4 3.一次審査結果の通知」のとおり通知する。

第3 参加資格に関する条件等

本事業におけるプロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

1. 参加者の構成

(1) 参加者の定義

参加者の構成は、次のとおりとする。

- ア 参加者は、本市の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単体の企業（以下「単体企業」という。）又は複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。
- イ 参加者は、本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理を行う企業1者、又は、設計及び工事監理を行う企業（以下「設計企業」という。）1者及び施工を行う企業（以下「建設企業」という。）1者の合計2者で構成される共同企業体により構成されるものとする。
- ウ 単体企業又は構成企業から直接業務の一部を受託し又は請負うものを協力企業とする。

(2) 代表企業の選定

- ア 共同企業体により参加する場合、建設企業を参加者の代表企業とし、参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- イ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担う他、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への登録及び提出並びに本市からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

(3) 複数応募の禁止

- ア 単体企業及び単体企業と資本関係又は人的関係のある者は、参加グループの構成企業及び協力企業になることはできないものとする。
- イ 参加グループの構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係又は人的関係のある者は、単体企業、他の参加グループの構成企業及び協力企業になることはできないものとする。

2. 参加資格要件

(1) 共通参加資格要件

単体企業又は参加グループの全ての構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- ア 本公告から契約締結の日までの間にいすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく参加停止等の措置を受けている期間がある者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立て

をなされている者、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。但し、手続き開始決定を受けている者を除く。

カ 本募集要項「第 5 2.選定委員会の設置」に記載の選定委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者

(2) 単体企業の参加資格要件

単体企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定により一級建築士事務所の登録を受けており、かつ、千葉県、東京都、神奈川県又は埼玉県内に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく許可を受けた本店、支店又は営業所を有していること。

イ 参加資格確認日において、「いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿（工事：建築一式工事）」に登録され、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の公告日時点の数値が、1,600 点以上であること。

エ 国又は地方公共団体が発注した建築物で、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造、延床面積 450 m²以上の新築、増築又は改築工事の設計実績と工事監理実績（同一施設でなくても可）を有していること。なお、当該実績は、公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。

オ 国又は地方公共団体が発注した建築物で、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造、契約金額 1 億 5,000 万円以上の新築、増築又は改築工事の施工実績を有していること。なお、当該実績は、公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。なお、共同企業体として有する工事実績については、共同企業体の代表構成員の場合とする。

カ 単体企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。

キ 単体企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。

ク 建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、施工期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。

ケ 配置する監理技術者等は、次の要件を全て満たすこと。なお、事業者選定後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。

(ア) 各現場に配置する監理技術者等のうち 1 名は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。

(イ) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(3) 参加グループの参加資格要件

【設計企業の参加資格要件】

設計企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けており、千葉県、東京都、神奈川県又は埼玉県内に本店を有していること。

- イ 参加資格確認日において、「いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿（測量コンサルタント：建築設計）」に登載されていること。
- ウ 国又は地方公共団体が発注した建築物で、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造、延床面積 450 m²以上の新築、増築又は改築工事の設計実績と工事監理実績（同一施設でなくても可）を有していること。なお、当該実績は、公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限り。
- エ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。
- オ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法第 5 条の 4 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。

【建設企業の参加資格要件】

建設企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

- カ 千葉県、東京都、神奈川県又は埼玉県内に、建設業法に基づく許可を受けた本店、支店又は営業所を有していること。
- キ 参加資格確認日において、「いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿（工事：建築一式工事）」に登録され、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- ク 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の公告日時点の数値が、1,100 点以上であること。
- ケ 国又は地方公共団体が発注した建築物で、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造、契約金額 1 億 5,000 万円以上の新築、増築又は改築工事の施工実績を有していること。なお、当該実績は、公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。なお、共同企業体として有する工事実績については、共同企業体の代表構成員の場合とする。
- コ 建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、施工期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。
- サ 配置する監理技術者等は、次の要件を全て満たすこと。なお、事業者選定後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。
 - (ア) 各現場に配置する監理技術者等のうち 1 名は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - (イ) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

3. その他

(1) 地場企業の活用について

参加者は、下請や資材調達に当たって、積極的に地場企業を活用すること。

(2) 千葉県産木材の利用について

参加者は、対象建物の内装材等において、積極的に千葉県産木材を利用すること。

第4 一次審査及び二次審査

1. 一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査をいすみ市入札参加資格審査会にて行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

なお、応募者が1者の場合も、原則として資格審査を行うものとする。

2. 一次審査提出書類の受付

応募者は、参加表明書を含む一次審査書類を、以下に示す要領で本市に提出する。

なお、一次審査書類の作成については、本募集要項「第6 提出書類・作成要領」に従うこと。

(1) 受付期間

受付期間：令和5年8月21日（月）～8月25日（金）9時～17時（12時から13時を除く。）

※ 郵送の場合は、8月25日（金）17時必着とする。

(2) 提出書類

本募集要項「第6 提出書類・作成要領」に記載の必要書類を提出のこと。

(3) 提出方法

一次審査書類は、郵送（配達証明付）又は持参する方法により提出のこと。

郵送する場合は、表に「令和5年度 いすみ市夷隅庁舎整備事業 一次審査提出書類在中」と朱書きすること。

指定された日時内に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。

なお、令和5年8月23日（水）までに下記提出先に電話をし、一次審査書類の提出する方法及び持参日時を事前に連絡すること。

(4) 提出先

提出先：事務局

3. 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、令和5年9月1日（金）を目処に電子メール及び参加資格確認通知書にて通知する。

4. 一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付

一次審査を通過できなかった者は、その理由について、書面により、以下に示す要領で説明を求めることができる。

(1) 受付期間

受付期間：令和5年9月4日（月）～9月6日（水）9時～17時（12時から13時を除く。）

※ 郵送の場合は、9月6日（水）17時必着とする。

(2) 提出方法

説明要求の書面（様式任意）を持参し、説明を求めることができる。電子メール、FAX、電話等は不可とする。

(3) 提出先

提出先：事務局

(4) 回答結果

説明を求めた者に対し、令和 5 年 9 月 13 日（水）を目処に、書面により郵送にて回答する。

5. 二次審査（提案審査）

(1) 提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、事業設定価格の上限価格と下限価格の範囲内であることを確認する。上限価格を超える場合又は下限価格を下回る場合は、失格とする。

なお、応募者が 1 者の場合も、原則として提案審査を行うものとする。

(2) 加点項目の審査

提案価格の適格審査に合格した提案審査書類について、別添資料「資料 2 事業者選定基準」に基づき審査を行い、審査結果を定量化する。

6. 二次審査提出書類の受付

参加資格確認通知書により一次審査通過を受理した者は、次により価格提案書を含む二次審査提出書類を提出する。なお、二次審査提出書類は、持参による方法により本市に提出する。

二次審査提出書類の作成については、本募集要項「第 6 提出書類・作成要領」に従うこととする。

二次審査においては、応募者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施する。なお、ヒアリングの実施については、事前に通知する。

ヒアリングにおいて確認した内容は、書面で記録を行い、技術審査書類の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。

なお、ヒアリングに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 提出期日

提出期日：令和 5 年 10 月 17 日（火）9 時～17 時

(2) 提出書類

書類を提出する時は、所定の表紙と見出しを付け 1 冊とし、所定の部数を提出すること。様式の詳細は、別添資料「資料 3 様式集」による。

(3) 提出方法

令和 5 年 10 月 16 日（月）までに下記提出先に電話をし、二次審査書類の提出する時間を事前に連絡すること。

(4) 提出先

提出先：事務局

第5 事業者の選定

1. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定に当たって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定する。
なお、応募者が1者の場合も、原則として資格審査及び提案審査を行うものとする。

2. 選定委員会の設置

本市は、事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される「いすみ市夷隅庁舎整備事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された書類の審査を行う。

なお、選定委員は、以下のとおりである。（50音順・敬称略）

| 選定委員名 | 所属・役職等 |
|-------|------------------------------|
| 赤羽 良明 | いすみ市教育委員会教育長 |
| 磯貝 正尚 | 元千葉県農林水産部長 |
| 荘司 和樹 | 株式会社イエサブユナイテッド一級建築士事務所 代表取締役 |
| 鈴木 進 | 元千葉県県土整備部建築指導課長 |
| 望月 悦子 | 千葉工業大学創造工学部建築学科教授 |

事業者選定前までに、選定委員と本事業に関して接触を持ち又は持とうとした応募者は、失格とする。

3. 審査の内容

選定委員会において、別添資料「資料2 事業者選定基準」に基づき、本事業に係る技術提案書等の提出内容による技術評価点と提案価格による価格評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を優秀提案者として選定する。但し、技術評価点が50点未満の場合、選定の対象としない。

なお、総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合、提案価格が最も低い提案を最優秀提案者として選定する。

4. 審査項目

審査項目は、別添資料「資料2 事業者選定基準」を参照すること。

5. 最優秀提案者の決定

本市は、選定委員会から最優秀提案者及び優秀提案者の選定の答申を受け、その結果に基づき、最優秀提案者及び優秀提案者を決定する。本市は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により、設計施工一括契約する予定である。

6. 審査結果及び評価公表

(1) 最優秀提案者の公表

本市が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募者に対して、当該応募者の合否について書面にて通知する。

(2) 参加資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 提案書の提出期日以降、最優秀提案者の決定までに、単体企業又は参加グループのいずれかが本募集要項「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合。
- イ 最優秀提案者の決定までに、単体企業又は参加グループのいずれかが本募集要項「第5 2.選定委員会の設置」に示す選定委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求めたり接触をした場合。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

(3) 選定の取消し

本市は、選定した事業者が、契約締結までに本募集要項「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した時は、選定を取消することができる。但し、やむを得ない事由による場合は、本市と協議を行うこととする。

(4) 審査講評の公表

本市は、事業者選定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を本市のホームページを通じて公表する。審査講評の公表時期は、令和5年12月下旬を予定している。

第6 提出書類・作成要領

1. 一次審査（資格審査）に関する提出書類

応募者は、（様式2-1）から（様式2-10）について、所定の部数を一括して提出すること。

また、それぞれファイル形式に応じた電子ファイルを CD-ROM にて提出すること。なお、押印を要する書類については、PDF 形式とすること。

2. 応募辞退時に関する提出書類

一次審査書類を提出した者で、応募を辞退する場合は、「（様式3-1）応募辞退書」を提出すること。

3. 二次審査（提案審査）に関する提出書類

(1) 一般的事項

二次審査の提出書類は、各様式の要領に従い、記載すること。

「（様式4-1）価格提案書」、「（様式4-2）提案価格内訳書」は、封筒に入れ厳封すること。

「（様式4-3）特定事業共同企業体協定書第8条に基づく協定書」は、綴じずに提出すること。

「（様式4-4）誓約書」は正本に綴じることとする。

（様式5-1）から（様式6-9）は1冊とし、表紙と見出しを付けて、所定の部数を提出すること。

また、それぞれファイル形式に応じた電子ファイル及びPDFファイルを CD-ROM にて提出すること。

その他、下記アからクまでの各規定に従うこと。

ア 各様式の所定の欄に、本市より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。但し、「（様式4-3）特定事業共同企業体協定書第8条に基づく協定書」は提案受付番号を要しない。

イ 正本については応募者名を付け、副本については、住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる表記は付さない（既定のある場合を除く。）。

ウ 応募書類の変更、差替え又は再提出は一切認めない。

エ 応募書類の具体的な内容は、別添資料「資料3 様式集」を参照すること。

オ 応募書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うために、着色や図表等を採用しても構わない。

カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として10ポイント以上とすること。

キ 模型の提出は不要とする。但し、透視図や各計画図等へ模型写真をカットとして表示することは認める。

ク 応募書類については、再生紙を使用して作成すること。ファイルについては、再利用に不向きな素材としないこと。

(2) 価格提案書

提案価格は、本募集要項「第1 6.契約金額」を踏まえた金額の総額（消費税及び地方消費税を除く。）とすること。

(3) 技術提案書及び設計図面

各々の書類に表紙（様式5-1）（様式6-1）と見出しを付けて1冊にまとめ、A4縦長左綴じで「正本（製本1部）」及び「副本（バインダー綴じ12部）」を提出する。また、技術提案書（（様式5-1）～（様式5-6））及び設計図面（（様式6-1）～（様式6-9））の電子媒体（CD-ROM）を1セット

提出する。

なお、バインダーは2穴式とし、簡易でかさばらないもの（取り外しが可能なもの）を使用すること。

図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

設計図面①（様式6-2）から設計図面⑧（様式6-9）までの全ての紙面の右下に「いすみ市夷隅庁舎整備事業 応募案」、図面等名称、提案受付番号を記載する。副本には、会社の特定できるマーク等の表示は付さないこと。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

第7 その他

1. 留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、価格提案書及び技術提案書等の提出をもって、募集要項（本募集要項の他に、別添資料「資料1 発注仕様書」「資料2 事業者選定基準」「資料3 様式集」「資料4 契約書（案）」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提案書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は原則として応募者が負う。

但し、本市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失無くして知らなかった場合には、本市が責任を負う。

ウ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「いすみ市情報公開条例」第7条に基づき、非公開の対象とする。

エ 市の使用・公表

本事業において、公表が必要な場合、その他本市が必要と認める時には、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、本市のホームページを通じて行う。

本募集要項に定めることその他、プロポーザル実施に当たって必要な事項が生じた場合においては、本市のホームページを通じて情報提供を行う他、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。

以上